

(写)

令和4年7月7日

新宿区長 吉住 健一 様

新宿区住居表示審議会  
会長 大崎 秀夫

市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案について（答申）

市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案について、下記のとおり、答申  
します。

記

答申事項 市谷薬王寺町地域における住居表示の実施に関する実施素案  
(別紙のとおり)



## 市谷薬王寺町地域における住居表示の実施素案

### 1 実施区域

現在の市谷薬王寺町の区域とする。

ただし、町境は道路の南側西側の側線を原則とする。

(裏面 町区域変更図のとおり)

### 2 町の名称

市谷薬王寺町 (読み方：いちがややくおうじまち)

### 3 街区割

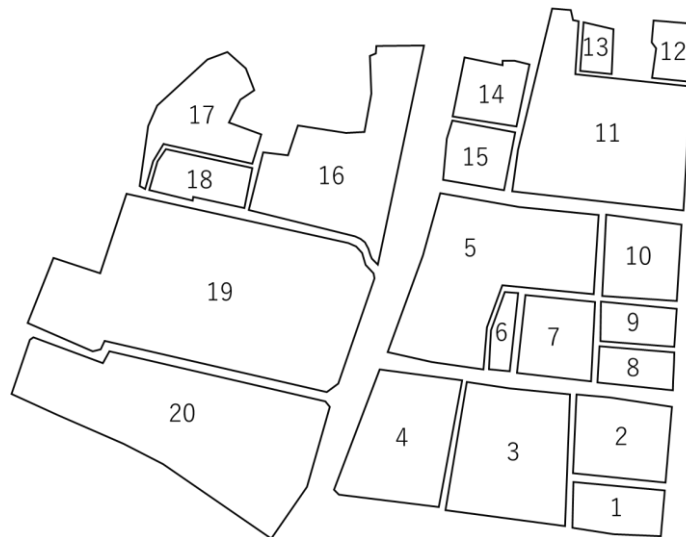
街区は、20 街区とする。

### 4 街区符号

街区符号の起点は、現在の市谷薬王寺町 83 番地とする。

街区符号については、隣り合う街区と連続し、外苑東通りから向かって東側を南から北に向かって数字を大きくし、西側を北から南に向かって数字を大きくする。

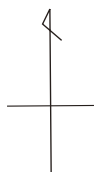
(下図のとおり)



### 5 その他市谷薬王寺町の住居表示の実施に必要な事項

基礎番号は、街区の外周道路と街区内の道路等に設定する。

# 町区域変更図



凡 例	
— · —	新 町 界
-----	旧(現)町界

1 : 3,000

